

# 桃山学院大学国際文化学会会則

- 第1条（名称） 本学会は桃山学院大学国際文化学会（St. Andrew's University Intercultural Studies Association）と称する。
- 第2条（目的） 本学会は桃山学院大学における地域文化，比較文化，文化交流などに関する研究を促進し，あわせて国内外との学術交流をはかることを目的とする。
- 第3条（事務所） 本学会の事務所は桃山学院大学内におく。
- 第4条（事業） 本学会は第2条に定める目的を達成するため，次の事業をおこなう。
- (1) 機関誌の編集
  - (2) 研究会の開催
  - (3) 講演会の開催
  - (4) その他本学会の目的達成に必要な事業
- 第5条（会員） 本学会は桃山学院大学の専任教員で本会の目的に賛同する者をもって正会員とする。
- 2 本学会の会員であって定年退職した者およびこれに準ずる者は，本学会の名誉会員となることができる。
  - 3 本学大学院文学研究科の修了生および大学院生は，本学会の準会員になることができる。
  - 4 正会員は本学会の総会ならびに第4条に定める本学会の事業に参加し，本学会の機関誌などの刊行物の配布をうけることができる。
  - 5 名誉会員および準会員は本学会の開催する研究会および講演会に参加し，また本学会の機関誌などの刊行物の配布をうけることができる。
  - 6 正・準会員は年額1,000円の会費を納入する。
  - 7 本学会への入会あるいは本学会からの退会を希望する者は，その旨を会長に届け出なければならない。
- 第6条（機関誌） 本学会の機関誌の名称は，『国際文化論集』（Intercultural Studies）とする。
- 2 機関誌の編集は本学会の責任においておこない，桃山学院大学総合研究所がこれを発行するものとする。
  - 3 機関誌の投稿規定は別に定める。
- 第7条（役員） 本学会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 理事 若干名。うち1名を機関誌編集責任者とし，理事のなかから互選する。
  - (3) 監事 1名
- 2 役員はすべて総会において正会員の互選によりこれを選出し，その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
  - 3 会長は本学会を代表し，会務を統括する。
  - 4 理事は会長を補佐して会務を運営する。
  - 5 監事は本学会の会計を監査する。
- 第8条（総会） 本学会は毎年度1回，総会を開催する。
- 2 会長は必要があると認めるときは，臨時に総会を召集することができる。
- 第9条（会計及び監査） 本学会の会計年度は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第10条（会則の改正） 本会則の改正は総会の議決を経なければならない。

付 則 この会則は1989年7月7日より施行する。  
この会則は1996年5月10日より改訂施行する。  
この会則は1997年5月9日より改訂施行する。